

京都市告示第251号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成30年8月10日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

嵐山まちづくり協議会

2 代表者

牧野 順二

3 主たる事務所の所在地

京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町40（嵐山保勝会内）

4 活動の対象区域

京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町の一部、嵯峨天龍寺北造路町の一部、嵯峨天龍寺立石町の一部

5 活動の目的

景観に関わる建築行為等についての事前協議活動や催事等に係る活動等、地域的な協働活動を行うことにより、地域の景観づくりを進めること。

(都市計画局都市景観部景観政策課)